

平成 26 年版 管理業務主任者の知識

【正誤のお知らせ】

平成 26 年 7 月 18 日
 (株)住宅新報社
 出版・企画グループ
 TEL.03-6403-7806

【正誤】 上記書籍に、以下のような正誤が見つかりましたので、ご訂正ください。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	内 容
P552 下 9 行目の次に右の文章を追加	<p>動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない(同条 3 項)。</p> <p>動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養することに努めなければならない(同条 4 項)。</p> <p>動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない(同条 5 項)。</p>
下 7 行目最後を右のように修正	(同条 6 項)。
下 4～5 行目を右のように修正	(同条 7 項、平成 14 年 5 月 28 日環境省告示 37 号・最終改正：平成 25 年環境省告示 82 号)。
P553 下 5 行目を右のように修正	飼養及び保管する場合を除き、原則として犬の放し飼いを行わないこと。
P554 の文章を右のように修正	<p>犬の所有者は、やむを得ず犬を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該犬を譲渡するよう努めること。なお、都道府県等(法 35 条 1 項に規定する都道府県等をいう。以下に同じ)に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分協議すること。</p>
P555 の文章を右のように修正	<p>ねこの所有者は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するよう努めること。なお、都道府県等に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分協議すること。</p>
P555 上 16 行目の次に右の文章を追加	飼い主のいないねこを管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域ねこ対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。
P555 (3) の文章を右のように修正	<p>都道府県等は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬ねこ等販売業者から引取りを求められた場合その他の法 7 条 4 項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当な事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。都道府県等が犬又はねこを引き取る場合において、都道府県知事等は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる(法 35 条 1 項・2 項)。</p>